

事務連絡
令和2年5月29日

介護保険施設・事業所開設者 殿
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大にかかる感染防止対策等の徹底について

日頃より、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

県内における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数や感染経路不明の患者数等は、判断指標の基準を下回り、一定の期間が経過したことから、政府の方針も踏まえつつ、県民の外出自粛・企業等への休業要請の更なる緩和を本で行ったところです。

一方で、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」等にも示されているように、高齢者施設等は、引き続き、施設内感染の徹底的な防止が求められております。

貴施設・事業所におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)等に基づき、利用者・入所者の健康状態やその変化の有無等への留意、感染防止に向けた職員間の情報共有、職員の健康管理の徹底、やむを得ない場合を除く面会及び施設への立ち入り制限など、警戒を緩めることなく、引き続き、適切な感染防止対策を講じていただき、職員の方々等にもご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改定について」（令和2年5月11日付厚生労働省事務連絡）等に基づき、職員及び利用者・入所者等の方に発熱や風邪の症状等がみられる場合は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談いただきますようお願いいたします。